

滋賀県流域治水検討委員会(行政部会)共同意見書

平成 20年 12 月

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）共同意見書について

平素は、県下全域の流域治水政策につきまして、種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、滋賀県より意見照会のあった「住民と行政との協働型治水を目指して～滋賀県流域治水基本方針（原案）～」(以下「基本方針原案」という)については、これからの県下全域の治水政策のあり方を示す極めて重要な指針となるものである一方、2年間で2度の行政部会委員会と4度のワーキンググループのみでの検討では、行政部会として十分な議論と意見集約が行われなかったことを踏まえ、改めて構成市町で独自に協議を行い、行政部会としての共通認識と基本的な問題・課題を以下のとおり整理したので、個々の構成市町からの意見とは別に、共同意見として提出するものである。

本共同意見は、流域治水について、今後行政レベルでの議論を進める上での前提条件となるものであるもので、県におかれても意見の趣旨を十分にご理解いただき、基本方針策定に反映していただくよう、切にお願いする。

基本方針原案にて提案された「流域治水」は、従来からの河川管理者による「川の中の防災対策」に加えて、流域の住民や地方自治体による「川の外の減災対策」を総合的に行うことにより、洪水災害に対する地域全体の防災力を高めようとするものであり、これからの治水対策のあり方として進むべき方向であることは、行政部会の構成市町として認識を共有するところである。

この「流域治水」の考え方を今後の治水行政に取り入れていくためには、河川管理者である県、流域市町、流域住民の三者が、「それぞれの責務を自覚し、協働して壊滅的な洪水災害を防ぐ」ことを共通の課題として、相互の密接な信頼関係のもと、流域の現状と将来に関する情報の共有と適切な役割分担を着実に実施していくことが何よりも必要不可欠である。

にもかかわらず、基本方針原案が県より提示された段階において、芹谷ダムの事業中止問題に端を発し、行政部会構成市町のうち彦根市が部会から急遽脱退するという異常な事態が発生したことは、極めて遺憾であり、行政部会の運営自体も深刻な影響を及ぼすに至った。この問題は、その根底に県の治水行政に対する県下市町の不信感、すなわち「県の都合を『流域治水』という美辞麗句によって市町や流域住民に押し付けようとしているのではないか」という疑いが払拭できないことに、その大きな原因があるといわざるを得ない。

これら県下市町の県の治水行政に対する不信感は、全国的に見ても河川の整備が大きく遅れており、流域住民・市町の治水事業への期待と焦燥感、危機感

が高まっているなか、ここ数年間にわたり、県営ダム問題や淀川水系整備計画をめぐる様々な課題について、県と市町との対話と協議が十分でなかったこと、特に県からの情報提供が絶対的に不足していることに大きな原因がある。具体的には、市町や流域住民に説明や協議が十分にされないまま、県議会や知事記者会見など公式な場で県の方針を一方向的に公表され、市町や流域住民はマスコミ報道を見て初めて自分たちの流域の方針を知らされる、といった異常な状況などの積み重ねによるものであり、この経緯には県、市町双方に様々な要因があるろうが、主導的役割を担うべき県の責任は免れ得ないものであり、県として事態の重大さを真摯に受け止め、自らの責務を改めて厳格に自覚していただきたい。

こうした危機的な状況を打開するため、行政部会に参画する5市町有志において、下記の共同意見を提出するものである。われわれ残る5市町も、根底には彦根市と同様の思いを抱えながら、「河川管理者である滋賀県との連携なくしては流域住民の生命財産の安全は守れない」との判断のもと、苦渋の選択として本行政部会に参画し意見を申し上げていることを斟酌いただき、県による主体的かつ具体的な対応をお願いしたい。

記

1. 「流域治水」の実現には、治水事業に対する県と県下市町、流域住民の密接な信頼関係と情報共有が必要不可欠であることを改めて確認するとともに、流域治水を導入するにあたり、全ての前提条件として、県自らが主導的な役割を担って、個々の流域単位ごとに、丁寧な対話と協議による三者間の相互理解と共通認識の醸成を実現すること。また、このことについて、県の断固たる決意と、具体的かつ実効性のある対策を「基本方針」に明確に記載し、具体的な取り組みが実施され、実際に効果をあげるまで、流域治水に係る新たな施策には着手しないこと。
2. 三者協働を円滑に進め、それぞれの主体が自らの判断で自主的に取り組めるよう、県、流域市町、流域住民のそれぞれの責務を「基本方針」に明確に位置づけること。特に「川の中の治水対策」については、洪水対策の根幹として、「川の外の減災対策」の進捗如何に関わらず着実に実施していくべきものであり、河川管理者が計画を策定・公表し、地域との対話を行いながら、あらゆる手段を尽くして早期に実施する責務があることを明記すること。また、三者協働による流域治水は流域の情報の共有なくしてはあり得ないこと

から、河川管理者からの詳細な情報提供が重要であり、県として責任を持って流域市町、流域住民に対し情報提供を実施していくことを明記すること。

3. 土地利用規制等の法令運用に関わる課題など、個々の市町や流域住民のみでは対応が不適切、もしくは極めて困難な事項については、県が国等の関係機関と十分な協議・調整を行い、個別に具体的な指針を策定して進めることを明記すること。
4. 本共同意見及び個々の市町からの意見を踏まえ、「基本方針」について県、市町が同じテーブルにて十分に協議をし、結論が得られるまで行政部会を継続開催すること。なお、現下の県と市町との関係に鑑み、行政部会内で十分な議論を尽くす前に、位置づけの曖昧な統合部会を開催するべきではない。学識者を含めた専門的な審議が必要ということであれば、統合部会ではなく課題ごとに適切なメンバーを選定し実施すべきであり、行政部会としても積極的に関与いたしたい。
5. 県下流域の洪水災害に対する安全度が、下流の淀川流域の他の地域に比べて大きく劣っている現状と、通常の維持管理にも事欠くほどに必要な予算が確保できていない状況に至った経緯について、その実態と原因、今後の具体的な対応策について総括した上で、「流域治水」を導入する意義と意味について県下市町に明確に説明し、行政部会の活性化に一層の努力を行うこと。行政部会ワーキンググループでは議論が不活発であったと伺っているが、「流域治水」のように地域にとって重大な方針の決定について議論が不活発であるという事態は、ことの重要性が関係者間で十分に共有できていないか、「議論しても無駄」という非当事者感覚が蔓延しているおそれがあり、このような状況下では三者協働による「流域治水」を円滑に進めることは極めて困難と危惧するところである。また、行政部会参加の8市町以外の市町に対しても、方針決定前に丁寧な情報提供と十分な協議を行うこと。

以上

平成20年12月15日

滋賀県知事 嘉田由紀子 様

滋賀県流域治水検討委員会（行政部会）委員

大津市 技術統括監 新田 敬師

守山市 副市長 松村 茂

高島市 副市長 山内 敬

湖北町 副町長 八木 健精

高月町 副町長 田中 久二